

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和2年6月5日（金）  
午後1時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

## 議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する  
意見決定について

第 3 議案 第 19 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地  
利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関  
する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会					
1. 総会の期日	令和2年6月5日(金)					
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室					
3. 農業委員の定数	14名					
4. 総会に出席した農業委員の数	8名					
会長(議長)	14番	杉山	篤勇			
会長職務代理者	9番	徳本	久邦			
委員	1番	北田	直喜	2番	谷越	彦茂
	3番	沖本	喜久雄	5番	小坂	芳夫
	10番	原	武雄	13番	中島	悦子
5. 総会に欠席した農業委員の数	6名					
	4番	野崎	努	6番	谷口	敬蔵
	7番	石坂	誠一	8番	中山	修
	11番	関口	たず子	12番	中田	登與志
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	0名					
7. 議事録署名委員						
	9番	徳本	久邦	10番	原	武雄
8. 総会に出席した職員						
	事務局長	山本	浩司	庶務係長	明石	主計
	主任	井口	健太郎	主事	岡崎	哲也
	主事	横田	悠介			

---

【開 会：午後1時00分】

議長： それではただ今から令和2年度6月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中8名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番徳本委員、10番原委員にお願いいたします。

議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は9件ございました。

転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は下野方地区4件、片

貝地区1件、加積地区1件、道下地区2件、西布施地区1件、合計面積が15097.70㎡です。それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第18号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

1番： 受付番号1番～4番を説明いたします。1番は賃借人の施設が拡張に伴い従業員の駐車場が不足しているとのことで、先ほど事務局が説明した通りです。2番ですが、申請地の田は周囲をコンクリート擁壁されています。譲渡人と譲受人が双方合意しているので問題無いと思います。3番と4番ですが、申請地の田はこれまで水稻を耕作されてきましたが、一部の地権者は兼業農家であり、農作業に専念できなくなった経緯もあり、今回の申請に至ったということです。その他は事務局の説明の通りです。

9番： 違反転用案件ではありますが、譲渡人の親が亡くなり相続の際に分かったということで致し方ないかと思えます。

5番： 違反転用案件ですが、事務局から説明があった通りです。問題無いと思います。

10番： 申請地は昨年からは耕作者不在となっていた経過があります。雑草が生い茂る前に活用されてよいのかと思えます。

2番： 借人の鉄鋼業の業績が良く、従業員も増え規模拡大をする中で、機械の格納庫が必要ということです。違反転用の案件ですが、申請者も十分反省しております。

議長： ただいま5条案件について、事務局並びに担当確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

3番： 3番と4番の案件は開発行為に該当すると思いますが、いつ頃許可がでる見込みですか。

事務局： 一般的に申請から許可まで2～3ヶ月かかります。

議長： 他に意見が無いようならば、意見決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第18号は意見決定いたします。

議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。魚津市長より令和2年5月29日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。9、10ページをご覧ください。

今月の案件は、1議案8件で、農業者間で直接利用権設定を行う相対契約が5件、富山県農林水産公社の転貸が2件、賃借料の改定が1件です。新規と再設定の内訳は、新規が6件34筆44,976㎡、再設定は1件1筆1,579㎡です。全て合わせると8件46筆54,686㎡です。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第19号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： 非農地通知（令和2年5月分）について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時30分】

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号1番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（5ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（既存地拡張）です。	
転用目的	賃借人は昭和60年に〇〇を開設して以来、高齢者医療に力を入れております。この度デイケア・リハビリ・介護を主とする施設棟を既存駐車場敷地内に建設しました。これにより職員及び来院者用の駐車場が不足していることから、67台分の駐車場の建設を計画しております。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請地の一部に地役権が設定されていますが、権利設定者からの同意書が添付されており、問題ありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の整備が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接する水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（4ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	譲受人の娘夫婦は現在共同住宅で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となっており、戸建て住宅を必要としています。娘夫婦は譲受人が経営する工場の継承者にあり、仕事との両立を支援していくため、実家近くに住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既存のコンクリート擁壁があり、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されております。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は近くの排水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		



【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満(6.6ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	〇〇では、現在新川地区管内の拠点を〇〇センターに置いています が、新川地区管内のサービスの迅速化を図るため申請地に新たな配送センターを建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と敷地を使用する業者からの建設協力金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第30条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物(農道・水路)がありますが、管理する市から払下げ等を受ける予定で協議中で、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、配送センター敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、配送センターの建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既存のコンクリート擁壁があり、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水排水は2通りあり、新設の埋設側溝へ集水し南側水路へ放流するものと、調整池へ集水し西側水路へ放流するものがあります。どちらもオフィスで流量調整のうえ放流する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号4番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満(6.6ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	〇〇では、現在新川地区管内の拠点を〇〇センターに置いています。新川地区管内のサービスの迅速化を図るため申請地に新たな配送センターを建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と敷地を使用する業者からの建設協力金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、都市計画法第30条の規定による開発行為の許可申請を提出する予定で、許可見込みがあります。	
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物(農道・水路)がありますが、管理する市から払下げ等を受ける予定で協議中で、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、配送センター敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、配送センターの建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既存のコンクリート擁壁があり、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水排水は2通りあり、新設の埋設側溝へ集水し南側水路へ放流するものと、調整池へ集水し西側水路へ放流するものがあります。どちらもオフィスで流量調整のうえ放流する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号5番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね18haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	譲受人の事業経営の拡大に伴い、作業場と資材置場が手狭で作業に支障をきたしていることから、作業所を建設します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請地は所有権移転請求権仮登記が設定されていますが、仮登記設定者の同意書が添付されており、問題ありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、作業所敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、作業所の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁が設置されており、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されています。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接する側溝へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号6番  
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね40haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	賃借人は平成5年に会社を設立し、事務所敷地内に業務車両を格納し業務を行っていましたが、車両及び資材を増設し、業務を拡大することから、事務所から約100mの申請地に資材置場を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、資材置場の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界は一部コンクリート擁壁を設置し、一部は土盛りをし、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生しません。土砂造成ですので、雨水は基本自然浸透となりますが、近くの側溝も利用し排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号7番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は現在共同住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い部屋が手狭になることから、戸建て住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関の融資事前審査回答書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は隣接する側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号8番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	譲受人は自宅に2台分の車庫を所有しておりますが、非常に手狭であるため、自宅の隣である申請地に駐車場を新たに建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、金融機関の融資可能証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界は既設のコンクリート擁壁があり、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されています。生活雑排水は発生せず、雨水は申請地横の側溝へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号9番  
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね38haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	借人は自宅敷地内で鉄鋼業を営んでいますが、近年、大型機材の溶接修繕の作業依頼が多くなり、既存の作業スペースが非常に手狭になっています。また、冬場は市内企業や商業施設の除雪を請け負っており、作業依頼が多く除雪機械の増設を行っていることから、駐車場、資材置場および倉庫用地の建設を計画しております。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、必要な資金については、全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場、資材置場及び倉庫用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場、資材置場及び倉庫の建設が主目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	申請地の周囲には擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水はU字溝及び自由勾配側溝を新設し、県道の側溝へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		